都道府県労働局の体制について

➢ ハローワークについては、非常勤職員の割合が高く、常勤職員が本来担うべき基幹的な業務を非常勤職員が恒常的に担っている実態が一部にある。
（常勤職員：10,219人、非常勤職員：20,123人）

➢ 職業の安定を所掌するハローワークで働く非常勤職員の雇用が不安定であることについて、その処遇の改善が求められている。

➢ 人手不足が深刻化する中で、求人企業に対するきめ細かい人材確保コンサルティングや、求職者へのきめ細かな職業相談・職業紹介が一層求められている。

1 常勤職員と非常勤職員の役割分担見直し

➢ 常勤職員が重要業務の中核的な役割を担う体制の確保に向けて、常勤職員と非常勤職員の役割分担を見直す。

➢ ハローワークがマッチング支援を実施するために効果的な体制や業務方法を追求・検証するため、常勤職員が中心になり、担当者制できめ細かな支援を実施するモデル事業を行う。

2 非常勤職員の常勤化

➢ 社会人選考採用におけるハローワーク等の非常勤職員の採用を積極的に実施し、公平採用の原則に留意しつつ、近年の実績の倍となる100人以上の採用を目指す。
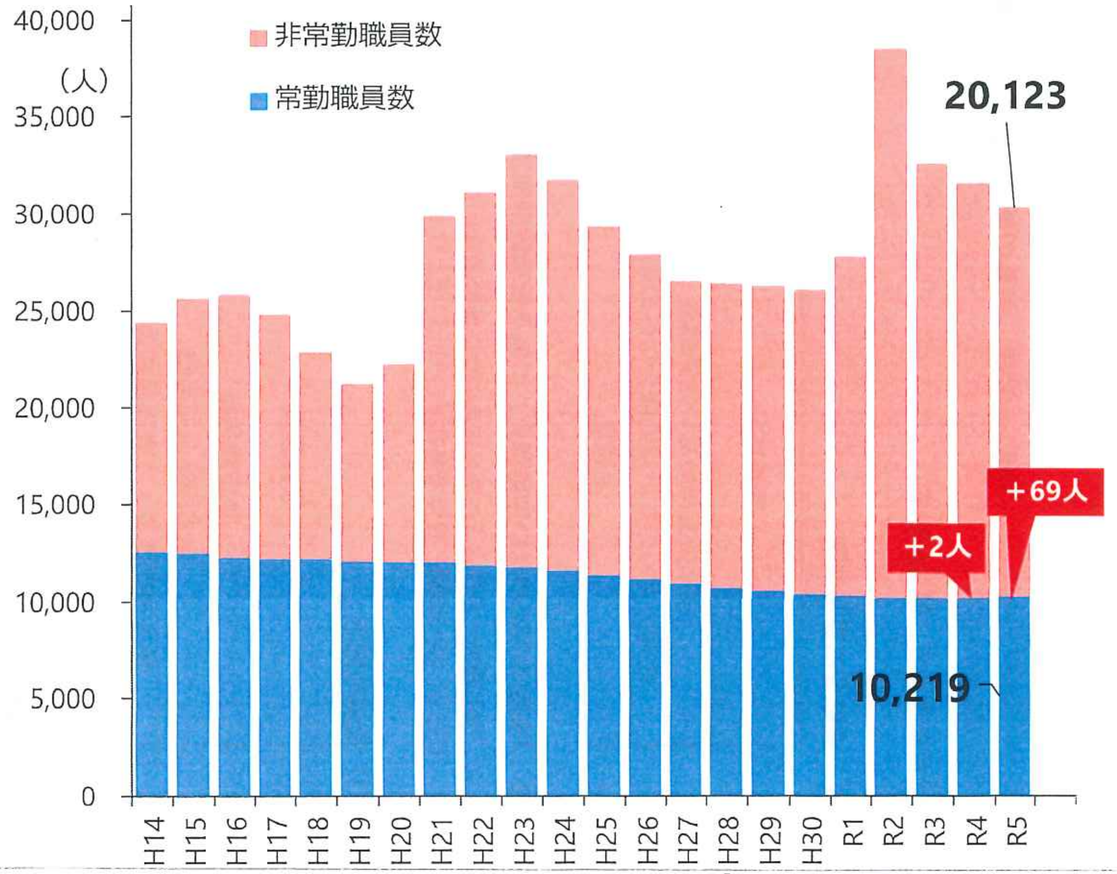
ハローワークの職員数の推移